

平成21年大阪市規則第74号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に

関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則  
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分、第6条第1項及び第2項、第10条、第11条第1項、  
第28条各号列記以外の部分、第29条の3第1項、第29条の4第2項、第30条第1項  
並びに第33条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「市長が」を「市規則で」に  
改める。

第33条の2第2項中「の市長が」を「の市規則で」に改め、同条第4項及び第5  
項中「市長が」を「市規則で」に改める。

第33条の5第1項及び第3項各号列記以外の部分、第33条の6第2項及び第4項  
、第44条並びに第45条各号列記以外の部分中「市長が」を「市規則で」に改める。

第48条中「ついて」を「関し」に改める。

別表中

「

アンテナ	1本につき	200円
衣類乾燥機	1台につき	700円

」

を

「

アンテナ	1本につき	200円
------	-------	------

に改める。

第5号様式及び第6号様式中「大阪市指令（環事）第 号」を「大阪市指令  
第 号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。